

「岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（案）」に
ついての意見交換会会議録

日時 令和3年10月5日（火）
午後3時～午後4時
場所 岩倉市役所 7階
第2・第3委員会室

出席者 一般市民 5名
商工農政課長、農政グループ長、同担当

テーマ「岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（案）について」

1 あいさつ

・商工農政課長

2 事務局からの説明

・農政グループ担当者より岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な
構想の概要、及び今回の見直しについて説明

3 意見交換（要旨）

【参加者】 岩倉市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想案の、第4農業
経営基盤強化促進事業の実施に関する事項の6新たに農業経営を営
もうとする青年等の確保・育成に関する事項の（1）新たに農業経
営を営もうとする青年等の確保に向けた取組の受入環境の整備の
中で、農起業支援センターとは別に、今回見直しから新たに農起業
支援ステーションという記載が加筆されているがどのような機関
か。

【事務局】 農起業支援ステーションとは今年の4月にされた就農についての
一次相談を受ける機関です。農業大学校内に設置されています。こ
こで受けた相談内容を、各地域の農起業支援センターに割り振り2
次相談に繋げていくなど、相談内容を一元的に管理する就農相談の
スタートラインとなる機関です。

【参加者】 第4農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項の7その他農
業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項の（1）農業経営

基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策の連携のイにおいて、前回見直し時の強い農業づくり交付金から、今回新たに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金という記載へ変更されているが、新しく制度が創設されたのか。

【事務局】 こちらは、強い農業づくり交付金から、強い農業・担い手づくり総合支援交付金へ交付金の名前が変更されたもので、交付金の枠組みとしては前回見直し時のものと同じものです。

【参加者】 新規就農についての話で、国の補助制度が活用できる年齢の上限はいくつか。また、市内農業経営体等で、新規就農希望者の新規就農に向けた研修の受入れ先の確保はできているのか。

【事務局】 国の新規就農に対する補助制度である農業次世代人材投資事業の経営開始型の年齢上限は50歳未満です。

市内農業経営体が、新規就農希望者を受け入れた実績は現在のところ無く、市内での研修の常時受け入れ可能な受入れ先の確保はできていません。しかし、令和2年度から本市で新規就農した水稻の農業経営体はJA愛知北の下部組織であるJA愛知北アイファームに雇用され、そこで技術を身に付けました。

研修の受入れ先の確保については、市内には、法人化した大規模な農業経営体は少なく、研修の受入れが難しいため、JA愛知北を通じて管内の受け入れ可能な農業経営体を紹介してもらい、個別に働きかけを行っていきます。

【参加者】 JA愛知北アイファームが発足して間もない時の話ではあるが、岩倉市内の水稻を大規模に耕作している担い手が高齢であるため、後継者育成の目的で、その担い手のもとにJA愛知北アイファームの若手従業員を研修生として1年間派遣したが、研修生としてではなく、単純な労働力として扱われてしまったという過去があり、研修の受入れ先については、経営規模ではなく、指導力の有無が重要ということを感じた。

令和2年度から本市の新規就農者のケースは、今後の就農者の育成の良いモデルケースになると思う。JA愛知北アイファームもJAの組織であるため、十分な指導力があり、新規就農に向けて適切な指導をしていただいたと思う。新規就農者もまだ十分とは言いきれないまでも、前向きな姿勢で農業を頑張っているため、今後も応援していきたい。

【参加者】 昔に比べて今は、雇用就農の意義として後継者の育成よりも、単に労働力の確保という意味合いの方が強くなってきているように感

じる。昔のように、一生懸命働いてもらう代わりに、積極的に栽培技術を教える。という考えを持った農業経営体が少なくなってきた。研修生を受け入れるということは、なかなか採算が合わず、農業経営体にとって簡単なことでは無いとは理解している。しかし、研修生は新規就農を目指し、技術を身に着けるために研修を受けにくるので、受け入れた農業経営体は、責任を持って指導をしてもらいたい。

また、今後岩倉市での就農希望者が現れた際は、十分な指導力を持った農業経営体の下で指導を受けられるよう、適切な受入れ先の選定を心がけていただくように、事務局と JA 愛知北にお願いしたい。

【参加者】 江南市では毎年1名以上の新規就農者を獲得していると聞いている。畑での野菜の有機栽培を主に行っている農業経営体があり、そこで研修を受けた人が続々と新規就農しているとのこと。

実際に新規就農者に話を聞いたことがあるが、有機栽培した野菜を市場集荷せず、直販に絞ることで、価格変動の影響を受けにくく、比較的小規模な経営面積であっても、生活に必要な分の収益確保できているとのこと。

江南市のように畑が多くない本市において、本格的な有機栽培は難しいが、農産物の販売、出荷については参考になると思う。

【参加者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、本年作の米価が大幅に下落していると聞いた。本年度の JA 愛知北管内産米の概算金^{*1}も1万円を下回っている。原因としては、外食産業の業績低迷による米の需要の減少だと思われる。

昔は、国の政策により、米価は一定の金額までは価格が保証されていたが、現在は需要と供給のバランスの変化が価格に直接左右してしまう。国の政策によって、農業、とりわけ水稲は衰退の一途をたどっていると思うので、今回の意見交換会の内容からは少し逸れるかもしれないが、この場で情報提供させていただく。

【参加者】 申請することによって、米価の下落分は保証してもらえる制度があると聞いている。

【参加者】 実際にそのような制度はあるのか、事務局にお聞きしたい。

【事務局】 農業共催組合の収入保険事業や、国の経営所得安定対策事業のゲタ、ナラシ対策の交付金などが、該当すると思われます。しかしいずれの制度も制度加入者が対象となる事業で、全農業者を対象に一律で保証するという制度は、現在のところ創設されていません。

また、昨年度は持続化給付金^{※2}や高収益作物時期作支援交付金^{※3}といった国の新型コロナウイルス感染症対策の補助制度がありましたが、補助要件を満たし、助成を受けることができた農業者はごく僅かでした。

【参加者】 大都市近郊の本市において、国の想定しているような大規模な農業経営は難しいと思われる。本市の水稻のオペレータ^{※4}の耕作面積はどれほどか。

【事務局】 2名のオペレータが、それぞれ約16haと約30haを耕作されています。

【参加者】 本市の場合、水田1つ1つの面積が狭小であるため、他市町と比べ農業の効率性が劣るのが、課題の1つと思われる。

【参加者】 大規模専業農家の場合は、国の経営所得安定対策事業^{※5}による飼料用米等の水田の転作助成等によって、一定補助されているが、本市の中で今後重要になるのは、小規模兼業農家であると思われる。都市近郊で開発が少しずつ進んでいる本市では、今後オペレータ等の担い手に集積できないような、狭小な農地が増えて行くことが考えられるので、そのような農地を管理していくためにも、小規模兼業農家の存在が重要になってくる。

また、今後は農業者だけでなく、地域による農地の管理を行っていかねばならないと思うため、現在、西市町及び大地町で行われている多面的機能支払交付金制度^{※6}を活用した地域による農地保全の取り組みも他の地区へ広がるよう推進して行ってほしい。

【参加者】 本日、露地野菜の農業者も来ていただいているので、意見をお聞きたい。露地野菜の農業経営の現状はいかがか。

【参加者】 やはり、天候の影響を受けやすいので、経営としては厳しいものがある。

【参加者】 露地野菜栽培のための畑も、現在大規模開発により面積を減らしているように、本市の農地全体において、開発が急速に進んでいるように思う。過去の経緯を見ても、将来的に宅地化など開発されることを見越して土地改良が行われている地域も多く、開発の流れは止めることはできないのかもしれないが、本市の農業振興のためにも、開発後も周辺の残された農地に影響が出ないように計画的な開発を進めていただきたい。

午後4時00分終了

※1 米の概算金

JA等の集荷業者が生産者の出荷の際に支払う仮渡金で、県単位で全農県本部・経済連が金額を決定している。全農県本部・経済連は販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた額を生産者に追加払いしている。

※2 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給する制度。農業も給付対象になっている。

※3 高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症拡大による外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげる制度。

※4 オペレータ

他人から農地を借りたり、あるいは農作業の全部又は一部を請け負って大規模な経営を行っている農家のこと。

※5 経営所得安定対策事業

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とした国の助成制度。

水田で主食用米以外の麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対し、交付金が直接交付される「水田活用の直接支払交付金」をはじめ4つの補助メニューから構成されている。

※6 多面的機能支払交付金制度

国土保全、水源かん養、景観形成等の農業の有する多面的な機能を保全するため、地域の農業者等が共同で取り組む、水路の泥上げや畔の草刈りなどの地域活動に対し、交付金を交付することで支援する制度。